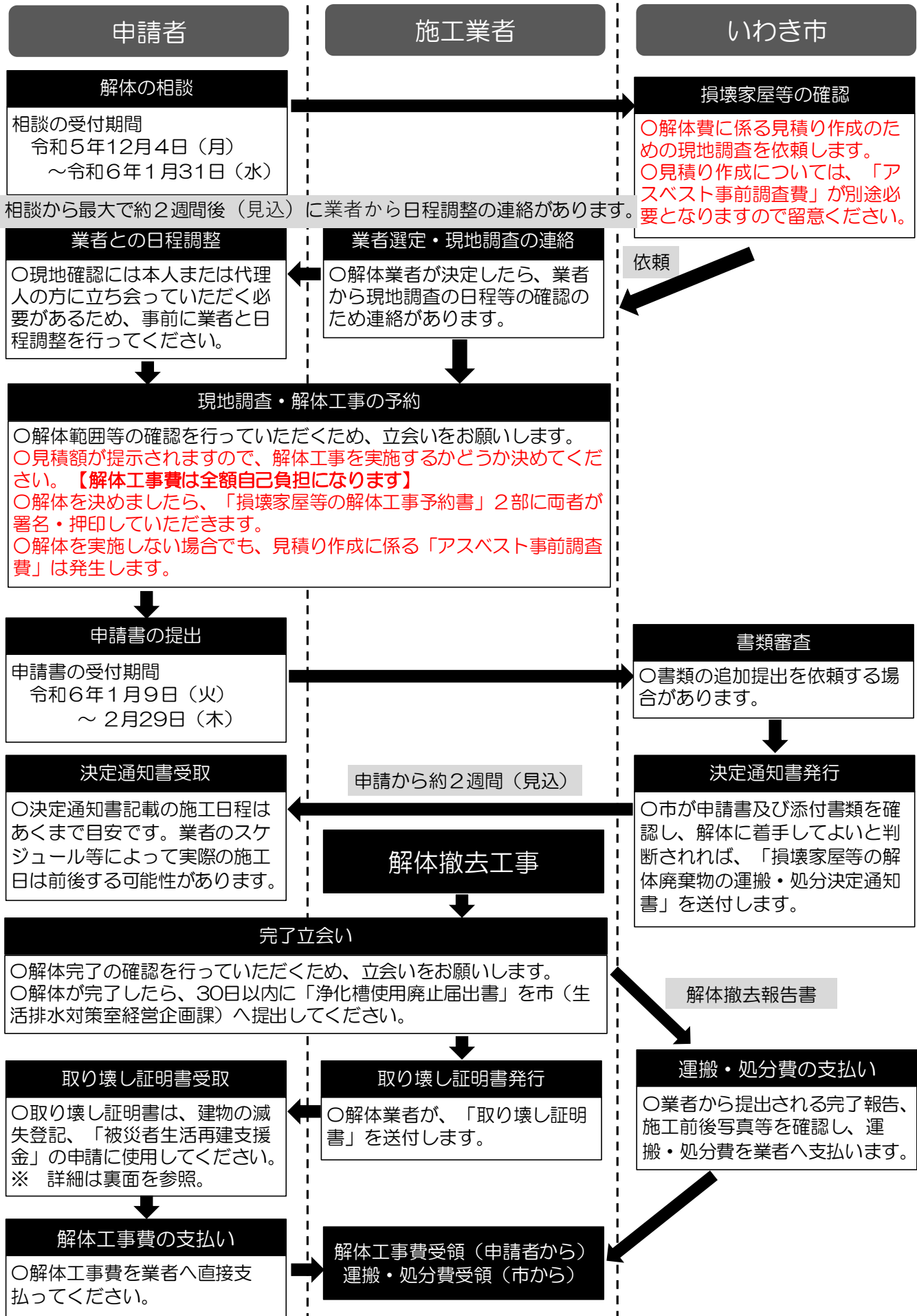


お知らせ（解体廃棄物運搬・処分申請者の皆様へ）

○解体廃棄物の運搬・処分の手続きの流れについて



※ 裏面もご覧ください。

○解体工事前に行っておくこと

- 1 電気、電話（引き込み線の撤去）、ガス、上下水道の解除
※ 上水道については、着工前に水道局（水道局営業課 給水装置係 TEL:0246-22-9304）へ給水装置の撤去工事申請を行ってください。
- 2 家具・家電等室内残存物の撤去
- 3 便槽（浄化槽汚泥）の汲み取り
- 4 その他施工業者が指示する事項

○解体工事完了後に行うこと

- 1 「浄化槽使用廃止届出書」の提出
解体後 30 日以内に市役所本庁舎 6 階（生活排水対策室 経営企画課 TEL:0246-22-7519）へ提出してください。
- 2 建物の滅失登記
解体した建物の滅失登記は、解体後 1 ヶ月以内に解体事業者から発行される「取り壊し証明書」を福島地方法務局いわき支局（登記部門 TEL:0246-23-1729）へ提出し、ご自身で滅失登記の手続きをお願いします。
- 3 「被災者生活再建支援金」の申請（対象者のみ）
支援金の申請には、解体完了後に解体事業者から発行される「取り壊し証明書」が必要となります。詳細は、保健福祉課 TEL:0246-22-7612にお問い合わせください。

○注意事項

- 1 災害により「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋等のうち、生活環境の保全上、やむを得ず解体する家屋等が申請の対象となります。
- 2 建物以外（地下工作物、塀、擁壁等）、建物の一部解体、修繕後の家屋等については、解体廃棄物の運搬・処分への支援の対象となりません。
- 3 申請時から通知等の送付先・連絡先に変更があった場合は、下記連絡先まで速やかにご連絡をお願いします。